

## 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（以下「第三次基本構想」という。）の一体的かつ計画的な推進に係る必要な協議及び調整を行うため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第25号に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）に関すること。
- (2) 第三次基本構想に定められた事業（特定事業に該当するものを除く。以下「関係事業」という。）に関すること。
- (3) その他第三次基本構想の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 施設設置管理者、公安委員会並びに特定事業及び関係事業を実施する者 8人以内
- (2) 高齢者、障害者等、学識経験者その他の市長が必要と認める者 8人以内
- (3) 本市の職員 5人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長等の職務)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会議（以下「協議会会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (協議会会議)

第6条 協議会会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）

)が協議会会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により協議会会議を開くことができる。

4 オンラインによる方法等で協議会会議に参加した委員等は、協議会会議に出席したものとみなす。

（幹事会）

第7条 協議会の所掌事項に関する具体的な事項について協議及び調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議及び調整した結果を協議会に報告する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、企画財政局企画部交通政策課長をもって充てる。

5 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長の職務等については、前2条の規定を準用する。

7 幹事長は、災害その他の事由により、幹事が幹事会の会議（以下「幹事会会議」という。

)の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、オンラインによる方法等により幹事会会議を開くことができる。

8 オンラインによる方法等で幹事会会議に参加した幹事は、幹事会会議に出席したものとみなす。

（報償金）

第8条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、企画財政局企画部交通政策課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び委員の新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、企画財政局企画部交通政策課において処理する。

(第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱の廃止)

- 4 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（令和3年6月30日制定）は、廃止する。

別表（第7条関係）

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会幹事

九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社総務企画課人事・勤労担当課長

鹿児島交通株式会社乗合営業部課長

南国交通株式会社自動車事業部業務部計画課長

J R九州バス株式会社鹿児島支店長

公益社団法人 鹿児島県バス協会事務局長

鹿児島市タクシー協会専務理事

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局首席運輸企画専門官

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所交通対策課長

鹿児島県総合政策部交通政策課長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課長

鹿児島県警察本部交通部交通規制課長

鹿児島市企画財政局企画部交通政策課長

鹿児島市健康福祉局福祉部障害福祉課長

鹿児島市建設局都市計画部市街地まちづくり推進課長

鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課長

鹿児島市建設局建築部建築指導課長

鹿児島市建設局道路部道路建設課長

鹿児島市建設局道路部街路整備課長

鹿児島市建設局道路部谷山建設課長

鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課長

鹿児島市交通局電車事業課長

鹿児島市交通局バス事業課長

鹿児島市船舶局船舶運航課長